

# 一般社団法人日本時計協会

## 競争法に係わるコンプライアンス規程

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** 競争法に係わるコンプライアンス規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人日本時計協会（以下「当会」という。）が主催するすべての会合（総会、理事会、委員会に加え、賀詞交歓会、懇親会など、形式を問わず当会の活動とされる会合をいう。以下単に「会合」という。）の運営や統計情報の交換等、事業者団体としての活動について、我が国独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）を含む各国・地域の競争法（以下「競争法」という。）を十分に尊重し、これを遵守することを目的とする。

(適用の範囲)

**第2条** 本規程は、当会が行うすべての事業活動に適用し、これらの事業活動に参画する者は、当該事業活動において、第1条の目的を理解し、これを遵守しなければならない。

(責任者及び担当部署)

**第3条** 当会の競争法コンプライアンスに係わる総括責任者は代表理事会長とし、担当責任者を専務理事とし、その業務を総務部長が担当する。

### 第2章 会合の運営

(出席者)

**第4条** 当会の運営するすべての会合には1名以上の当会の常勤役員又は職員（就業規則等で定める職員と出向社員を含む。以下、本注記は省略。）が同席する。

(禁止事項)

**第5条** 会合においては、次のような行為を行うための議論や情報交換を行ってはならない。

- (1) 販売価格、供給数量などを取り決めて競争を制限する行為
- (2) 価格戦略、価格構成、価格変更の予定などの申し合わせ
- (3) 販売先制限、販売地域制限、生産機種制限などの申し合わせ
- (4) 取引先、取引数量、売上高、市場占有率などを取り決めて競争を制限する行為
- (5) その他競争法に抵触するおそれのある行為

(周知・徹底)

**第6条** 当会は、当会の会合に参加する者に対し、本規程を配付し、内容についての周知と徹底に努めなければならない。

(会議の議題の事前確認)

**第7条** 当会の会議（以下、総会、理事会、委員会及びそれに付随する全ての会議を言う。）の議長及び協会職員は、会議の開催に際し、会議の議題が第5条の各号にあたらぬことを事前に確認し、参加者に事前に議題を通知しなければならない。

(禁止議題)

**第8条** 会議の出席者は、現在・将来における価格・出荷数量、およびその見込値または予測値を議論、作成または変更すること、或いはそれらに関する情報交換等、競争法又は第5条に違反する恐れのある議題を議論してはならない。

2 議長は、開会に先立ち、当会合では、本条第1項の禁止議題を議論しない旨を宣言するとともに、かかる宣言をしたことを議事録に記載する。

## 第9条

(議論の中止又は会議の閉会)

会議での議論が、競争法上の疑義を招きかねない事柄に及んだときは、次の対応を行う。

- (1) 議長等は、競争法上問題となるおそれがある発言をした者に対して、注意を促す等の措置を講じるものとし、それにもかかわらず、発言者が発言を中止しなかった場合、議長等は当該会合を終了させ、当該終了事由を議事録により残す。
- (2) 出席者は、会合の進行中において、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合は、議長等に対して発言者への注意を促す等、議長等の議事進行を補佐する。

2 会議以外の賀詞交歓会、懇親会等の会合に関しては、本条第1項を準用する。

(議事録の作成と管理・保管)

**第10条** 当会職員又は会議に出席した者は、会議終了後、速やかに議事録を作成し、会議の構成員に開示しなければならない。

2 議事録は、当会の会議を所管する部門が適正に管理し、保管しなければならない。

## 第3章 自主統計

(自主統計の作成)

**第11条** 自主統計作成にあたっては、市場における自由な競争を阻害することのないように、以下に挙げる方針に従い、詳細を別途定める。

- (1) 会員から任意に提出されたアンケートによる
- (2) 会員の個別データを扱う者は特定の会員企業に所属しない事務局の職員又は第三者機関とする
- (3) 会員の個別データは機密事項とし会員間及び協会外部に開示しない

## 第4章 その他

(教育と研修)

**第12条** 当会の常勤役員と職員は、定期的に競争法コンプライアンスに係わる教育と研修を受け、知識向上に努めなければならない。

(通報と対応措置)

**第13条** 本規程に抵触するような不適切な行為又はそのおそれがあると認める場合には、当会総務部長にその事実を通報し、総務部長は再発防止及び事前防止についての措置を専務理事に上申し、適正な対応措置を講じなければならない。

附則

1 本規程は、2015年12月16日より施行する。

以上